

# I 母子保健事業の体系

		令和1年度									
	思春期	結婚	妊娠	出産	出生	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳
市町村	健康教育	思春期健康教育	妊娠届け出 母子健康手帳交付 母親（両親）学級 → 妊婦健康相談 マタニティマーク配付 子育て世代包括支援センター		育児学級 →						
	健康診査		妊婦健康診査（14回）		乳児一般健康診査 → 新生児聴覚検査 産婦健康診査	1歳6か月児健康診査 3歳児健康診査				就学時健診	
	保健指導		妊産婦訪問指導 栄養食品支給		新生児、未熟児訪問指導 乳児全戸訪問事業 乳幼児健康相談	1歳6か月児精密健康検査 3歳児精密健康診査					
	医療扶助				未熟児養育医療 自立支援医療（育成医療）						
	産前産後 包括支援 ネットワーク事業		産前産後ケアセンター →								
県	事業	女性健康相談事業  不妊（不育）専門相談 センター事業  特定不妊治療費助成事業 不育症治療費助成事業  不妊検査費・不育症 検査費助成事業	電話相談事業		先天性代謝異常等検査  ※ { 小児慢性特定疾患治療研究事業 小児慢性特定疾病医療支給事業 小児慢性特定疾病児童手帳交付 療育の給付  ※ { 長期療養児等療育相談事業 ・療育相談指導事業 ・巡回相談指導事業 ・ピアカウンセリング ・交流会、学習会 ・支援関係者連絡会議 ・遺伝等母子保健専門相談 ・自立支援員相談支援事業						
	基盤整備	山梨県母子保健評価運営委員会・保健所母子保健推進会議 母子保健地域組織育成 母子保健ライブラリー 未熟児搬送用保育器の設置									

※令和1年度から福祉保健部健康増進課の事業として位置づいている。